

	施設
A	食堂、レストラン
	専門料理店
	そば・うどん店
	すし店
	酒場（居酒屋など）・ビヤホール
	喫茶店
	その他飲食店
	その他の公衆浴場業 スーパー銭湯・温泉施設 特別措置法に基づく県の休業要請施設が明らかになったため、「その他の公衆浴場業（スーパー銭湯）」は、A からBへ移動しました。
	スポーツクラブ施設提供業 特別措置法に基づく県の休業要請施設が明らかになったため、「スポーツクラブ施設提供業」は、A からBへ移動しました。

※上記のうち、普段からテイクアウト・宅配サービス専門で営業している店舗は、対象外となります。
 ※上記の施設において、休業期間中のテイクアウト・宅配サービスの営業を行うことは可能です。